

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年9月30日(2024.9.30)

【公開番号】特開2023-82369(P2023-82369A)

【公開日】令和5年6月14日(2023.6.14)

【年通号数】公開公報(特許)2023-110

【出願番号】特願2021-196098(P2021-196098)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月19日(2024.9.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技島設備に固定可能な外枠と、

後部側を前記外枠内に挿入した状態で前記外枠の前側に配置される前枠と、

前記前枠の背面側に配置されるエラー解除操作部と、

前記前枠の前面側に遊技者が操作可能に配置される発射ハンドル及び演出操作手段とを備え、

前記前枠は、前記外枠に対して、左右方向一端側のヒンジ部廻りに回転可能な状態で装着されるとともに、前記外枠に対する回転角度が0°となる閉状態のときに、前記前枠における左右方向他端側である開閉端近傍に鍵穴を有する施錠手段により前記外枠に対して施錠可能であり、

前記前枠は、前記演出操作手段が配置され且つ前記発射ハンドルよりも前側に突出する突出部を有し、

前記エラー解除操作部が操作されることを含む特定エラー解除条件を満たす場合に特定のエラー状態を解除可能な

遊技機において、

前記突出部は、前向きの突出量が左右方向の中央部から前記ヒンジ部側にかけて徐々に小さくなっている。

前記前枠を前記外枠に対して所定開放状態まで開放したとき、前記エラー解除操作部が、前記外枠と前記前枠の間から操作可能となり、

前記所定開放状態では、前記エラー解除操作部が前記外枠の前縁よりも前側に位置するとともに、前記突出部はその全体が前記ヒンジ部よりも左右方向内側に位置していることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、遊技島設備に固定可能な外枠と、後部側を前記外枠内に挿入した状態で前記

50

外枠の前側に配置される前枠と、前記前枠の背面側に配置されるエラー解除操作部と、前記前枠の前面側に遊技者が操作可能に配置される発射ハンドル及び演出操作手段とを備え、前記前枠は、前記外枠に対して、左右方向一端側のヒンジ部廻りに回転可能な状態で装着されるとともに、前記外枠に対する回転角度が0°となる閉状態のときに、前記前枠における左右方向他端側である開閉端近傍に鍵穴を有する施錠手段により前記外枠に対して施錠可能であり、前記前枠は、前記演出操作手段が配置され且つ前記発射ハンドルよりも前側に突出する突出部を有し、前記エラー解除操作部が操作されることを含む特定エラー解除条件を満たす場合に特定のエラー状態を解除可能な遊技機において、前記突出部は、前向きの突出量が左右方向の中央部から前記ヒンジ部側にかけて徐々に小さくなっている。  
前記前枠を前記外枠に対して所定開放状態まで開放したとき、前記エラー解除操作部が、前記外枠と前記前枠の間から操作可能となり、前記所定開放状態では、前記エラー解除操作部が前記外枠の前縁よりも前側に位置するとともに、前記突出部はその全体が前記ヒンジ部よりも左右方向内側に位置しているものである。

10

20

30

40

50